

## 参考資料 1

### 北関東・磐越地域プレ分科会 規約 (案)

#### (名称)

第1条 本分科会は、北関東・磐越地域プレ分科会（以下「分科会」という。）と称する。

#### (北関東・磐越地域)

第2条 北関東・磐越地域は、茨城県、栃木県及び群馬県並びに福島県及び新潟県の区域を一体とした区域とする。

#### (目的)

第3条 分科会は、広域地方計画及びその実施に関し必要な事項のうち、特に、北関東・磐越地域の自立的な発展のために必要と認められる当該地域における広域的な連携に関する事項について協議する。

#### (組織)

第4条 分科会は、北関東・磐越地域内の県により組織する。

2 分科会は、前項の規定による県の長又はその指名する職員をもって構成する。

#### (会長)

第5条 分科会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

4 会長の任期は原則二年とし、再任を妨げない。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を分科会に出席させ、意見等を求めることができる。

#### (分科会の招集)

第6条 分科会は、会長が招集する。

2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して分科会の招集を求めることができる。

#### (分科会の公開)

第7条 分科会については、公開とする。

2 分科会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

- 3 分科会が公開することが適切でないとする会議、資料及び議事概要については、非公開とする。
- 4 公開とする資料及び議事概要については、分科会終了後速やかに公開する。

(協議結果の尊重)

第8条 分科会において協議が調った事項については、分科会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 分科会の庶務を処理するため、分科会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室において行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この規約は、平成19年10月23日から施行する。

( 参 考 )

分科会構成員一覽 (案)

茨城県知事

栃木県知事

群馬県知事

福島県知事

新潟県知事

## 北関東・磐越地域分科会について

分科会メンバー：茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県

広域地方計画区域のあり方について平成18年6月30日国土審議会 抜粋

### 広域地方計画区域

各地域の将来を見据え、上述の基本原則を最大限に満たす広域地方計画区域として、以下の8圏域を設定すべきである。

この場合、以下で特記した地域においては、下記の理由により、合同協議会や分科会等を活用する必要がある。

東北地方 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の区域を一体とした区域

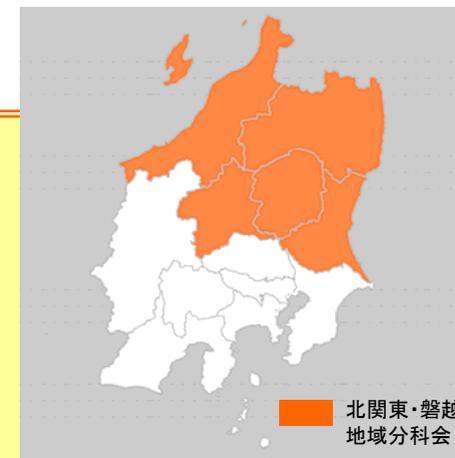
首都圏 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の区域を一体とした区域

ただし、首都圏8都県については、その人口が現状で4,240万人に達するなど、他の区域と比較して規模が大きく、また、北関東地域3県は、その規模や都市・産業集積等の現状からみて、相当の発展ポテンシャルを有している。

こうしたことから、北関東地域においては、東京指向の発想から脱却し、相互の連携を一層強化しつつ、文化機能、情報発信機能等の一層の充実、広域物流体系や国際観光ルート of 構築を図ること等により、ポテンシャルを活かした地域の自立的発展を目指すべきであり、首都圏の広域地方計画協議会に北関東地域の分科会を設置して対応を進めることが必要である。

また、東北地方の福島県、新潟県は首都圏とも密接な関係がみられ、この2県と北関東地域3県のあわせて5県は、これまでも既存ブロックに跨る課題等に対応するため、ブロックを超える広域連携の取り組みを進めてきており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域である。

このため、東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画の策定・実施のプロセスの中で、上記の分科会を活用すること等により、東北地方と首都圏に跨る5県の地域が、日本海と太平洋の両海洋の活用等も含め当該地域の特性に応じた発展構想等を描き、その内容を東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画に各々取り込んでいくことが必要である。



国土形成計画(全国計画)に関する報告(素案)平成19年4月6日国土審議会第23回計画部会 抜粋

### 広域ブロック間の連携及び相互調整

首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を進めており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域であることから、分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描いていくことが求められる。